

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成29年8月30日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700155 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1700078 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額を 22 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 39 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 15 年 7 月 4 日

請求期間において、A 社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、B 健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によれば、請求者は、当該期間に A 社から賞与（22 万 6,000 円）が支給されていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書によれば、B 健康保険組合の適用台帳の記録どおりの賞与が A 社から支給されていること及び当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に A 社から賞与が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者に係る適用台帳により確認できる賞与額及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、22 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700005 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1700079 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 30 年 4 月 1 日、喪失年月日を昭和 30 年 10 月 1 日に訂正し、昭和 30 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

昭和 30 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 10 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 25 年 4 月 1 日から昭和 59 年 1 月 31 日まで

私は、勤務した時期及び順番については、はっきり覚えていないが、請求期間に A、B、C、D 及び E で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは確かなので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間について、請求者は、F 市 G 区 H 町に所在する A で勤務し、事業主の氏名は I 氏であった旨陳述しているところ、事業所検索システム、紙台帳検索システム及び商業登記簿謄本（以下「事業所検索システム等」という。）において、請求者の記憶する場所及び事業主氏名が一致する A 社という名称の事業所が確認できる。

また、請求者の記憶する業務内容等についての記憶は、請求期間当時に A 社で被保険者記録が確認できる複数の者の証言と一致している。

さらに、オンライン記録及び A 社の厚生年金保険被保険者名簿から、氏名及び生まれた年が請求者と一致し、生まれた月日が請求者と異なる基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 30 年 4 月 1 日、資格喪失日は昭和 30 年 10 月 1 日の未統合記録）が確認できるところ、オ

ンライン記録において、請求者と生まれた年が同じであり、かつ同姓同名の厚生年金保険被保険者は、請求者以外には存在していない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、請求者が昭和30年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和30年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、昭和30年4月から同年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額から、1万円とすることが必要である。

2 一方、請求者は、Bで事業主の下で勤務していた旨陳述しているところ、事業所検索システム等において、B社（昭和39年7月24日から名称変更を経て現在はJ社として厚生年金保険の適用事業所）という名称の事業所が確認できる。

しかし、J社は、勤務していたとすれば、建設、防水工事、とび・土木工事の作業員であったと思われるが、請求期間当時は、建設業特有の請負（一人親方）制度や職長制度等が多い時代であったため、当該請負（一人親方）業者の資料は保管しておらず、請求者が勤務していたかどうかは不明である旨回答している。

また、B社の新規適用日（昭和39年7月24日）から約40年間にわたり引き続き被保険者であった者は、同社では、昭和30年代、40年代頃は、日雇の作業員、請負業者等がいたので、厚生年金保険に加入していない者もいた旨陳述している。

さらに、請求者が氏名を記憶する同僚は、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、請求期間において同社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、請求者に係る請求期間における勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

加えて、B社の昭和39年7月24日から昭和59年1月31日までの期間に被保険者資格を取得した者に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者名簿等」という。）で請求者の氏名は確認できない。

3 請求者は、Cで勤務していた旨陳述しているところ、事業所検索システム等において、C社（昭和25年11月1日から現在まで厚生年金保険の適用事業所）という名称の事業所が確認できる。

しかし、C社の事業主は、同社で勤務していた者については、社会保険に加入させており、資料も保管してあるため、請求者は勤務していなかったこととなる旨陳述している。

また、請求者が氏名を記憶する同僚は、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、請求期間において同社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、請求者に係る請求期間における勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、C社の昭和25年11月1日から昭和59年1月31日までの期間に被保険者資格を取得した者に係る被保険者名簿等で請求者の氏名は確認できない。

4 請求者は、Dで勤務していた旨陳述しているところ、事業所検索システム等において、D社(昭和31年6月1日から昭和32年3月26日まで厚生年金保険の適用事業所)という名称の事業所が確認できる。

しかし、D社は、上述のとおり、昭和32年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないため、請求者に係る請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

また、請求者が氏名を記憶する同僚は、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、請求期間において同社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、請求者に係る請求期間における勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、D社の昭和31年6月1日から昭和32年3月26日までの期間に被保険者資格を取得した者に係る被保険者名簿等で請求者の氏名は確認できない。

5 請求者は、Eで勤務していた旨陳述しているところ、事業所検索システム等においてE社(昭和25年7月1日から名称変更を経て昭和35年6月29日まで厚生年金保険の適用事業所)という名称の事業所が確認できる。

しかし、E社は、上述のとおり、昭和35年6月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないため、請求者に係る請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

また、請求期間においてE社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、請求者に係る請求期間における勤務実態及び保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、E社の昭和25年7月1日から昭和35年6月29日までの期間に被保険者資格を取得した者に係る被保険者名簿等で請求者の氏名は確認できない。

6 このほか、請求者の請求期間におけるB社、C社、D社及びE社に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がB社、C社、D社及びE社の厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700087 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1700080 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 18 年 8 月 11 日は 5 万円、平成 18 年 12 月 22 日は 7 万 4,000 円、平成 19 年 8 月 7 日は 17 万 1,000 円、平成 19 年 12 月 26 日は 10 万 8,000 円、平成 20 年 8 月 5 日は 17 万 9,000 円、平成 20 年 12 月 26 日は 19 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 8 月 11 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 19 年 8 月 7 日、平成 19 年 12 月 26 日、平成 20 年 8 月 5 日及び平成 20 年 12 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 8 月 11 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 19 年 8 月 7 日、平成 19 年 12 月 26 日、平成 20 年 8 月 5 日及び平成 20 年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 56 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 17 年 12 月  
② 平成 18 年 8 月  
③ 平成 18 年 12 月  
④ 平成 19 年 8 月  
⑤ 平成 19 年 12 月  
⑥ 平成 20 年 8 月  
⑦ 平成 20 年 12 月

請求期間①から⑦までについて、A 社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。請求期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間②から⑦までについて、金融機関から提出された請求者の預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与を支給され、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表に記載されている振込額及び複数の同僚の給与支給明細書（賞与）から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は5万円、請求期間③は7万4,000円、請求期間④は17万1,000円、請求期間⑤は10万8,000円、請求期間⑥は17万9,000円、請求期間⑦は19万2,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与支払日について、請求期間②及び請求期間④から⑦までは、上述の預金取引明細表における振込日から、請求期間②は平成18年8月11日、請求期間④は平成19年8月7日、請求期間⑤は平成19年12月26日、請求期間⑥は平成20年8月5日、請求期間⑦は平成20年12月26日とし、請求期間③は、同僚のオンライン記録の賞与支払日の記録から平成18年12月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑦までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、A社は、当時、賞与の支給方法は振込であった旨回答しているところ、上述の預金取引明細表によると、平成17年12月中に同社から給与支給日に給与が振り込まれていることは確認できるものの、賞与が振り込まれた記録はない。

また、A社は、請求期間①当時の賞与に係る資料は保管していないため、賞与の支給及び保険料控除について不明である旨回答している。

さらに、請求期間に係る課税資料について、請求者が居住するB市は、保存期限経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700103 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700081 号

## 第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 28 年 3 月 30 日から昭和 28 年 4 月 10 日に訂正し、昭和 28 年 3 月の標準報酬月額を 6,000 円とすることが必要である。

昭和 28 年 3 月 30 日から同年 4 月 10 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 28 年 3 月 30 日から同年 4 月 10 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

住所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 8 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 28 年 3 月 30 日から同年 4 月 10 日まで

私の夫は、A 社に昭和 27 年 3 月から昭和 33 年 9 月まで勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間に、同社 B 支店から同社 D 支店に異動したが、継続して勤務していたので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された辞令及び C 社から提出された人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において A 社に継続して勤務 (同社 B 支店から同社 D 支店に異動) し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る異動日については、C 社は、人事記録における異動の発

令日（昭和 28 年 3 月 25 日）からすると、訂正請求記録の対象者の A 社 D 支店への着任日は昭和 28 年 4 月以降と思われる旨陳述している上、訂正請求記録の対象者の次の異動（同社 D 支店から同社 E 支店）の際は、発令日から約 2 週間後に厚生年金保険被保険者資格を異動先で取得していることを踏まえると、発令日から約 2 週間後の昭和 28 年 4 月 10 日（同社 D 支店での資格取得日）を異動日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和 28 年 2 月の記録から、6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社の事業主は、訂正請求記録の対象者に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700104 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1700082 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 17 年 8 月 10 日は 13 万 2,000 円、平成 17 年 12 月 27 日は 5 万円から 13 万 8,000 円、平成 18 年 8 月 11 日は 14 万 5,000 円、平成 18 年 12 月 22 日は 8 万円から 15 万 8,000 円、平成 19 年 8 月 7 日は 17 万円、平成 19 年 12 月 26 日は 15 万円から 18 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 8 月 10 日、平成 17 年 12 月 27 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 19 年 8 月 7 日及び平成 19 年 12 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 8 月 10 日、平成 17 年 12 月 27 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 18 年 12 月 22 日、平成 19 年 8 月 7 日及び平成 19 年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 54 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成 17 年 8 月 10 日  
② 平成 17 年 12 月 27 日  
③ 平成 18 年 8 月 11 日  
④ 平成 18 年 12 月 22 日  
⑤ 平成 19 年 8 月 7 日  
⑥ 平成 19 年 12 月 26 日

請求期間①、③及び⑤については、A 社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。また、請求期間②、④及び⑥については、記録されている標準賞与額より高い額の賞与を同社から支給されていた。請求期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①、③及び⑤について、請求者から提出された流動性預金お取引明細表（以下、「預金取引明細表」という。）並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間②、④及び⑥について、上述の預金取引明細表並びに複数の同僚の給与支給明細書（賞与）及び預金通帳により、請求者は、A社から、オンライン記録において確認できる標準賞与額（請求期間②は5万円、請求期間④は8万円、請求期間⑥は15万円）を超える賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表に記載されている振込額及び複数の同僚の給与支給明細書（賞与）から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万2,000円、請求期間②は13万8,000円、請求期間③は14万5,000円、請求期間④は15万8,000円、請求期間⑤は17万円、請求期間⑥は18万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までに係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700109 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1700083 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 20 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 38 年 10 月 7 日から昭和 38 年 12 月 23 日まで  
請求期間において、A 社 B 工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、A 社 B 工場における仕事内容、入社及び退社の経緯、住んでいた独身寮、給与を受け取ったときの状況などを具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は、同社が保管する請求期間の被保険者記録に請求者の氏名が確認できないことから、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格に関する届出及び給与からの厚生年金保険料控除について不明と回答している上、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、C 健康保険組合は、請求者に係る加入記録については、保存期間経過のため確認することができないと回答している。

さらに、請求者は、A 社 B 工場における上司及び同僚の氏名を記憶していないとしていることから、これらの者から請求者の勤務状況等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。